

製造業の皆さま！こんなときに、 高度化事業をご活用ください！

中小企業の方々が共同で経営体質の改善や、経営環境の変化への対応を図る事業に必要な資金を融資します。

専門家の
コンサルティング・
アドバイスを
無料で受けられます！
また税制上の
優遇措置もあります！



貸付条件	貸付対象者	事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等
	貸付割合	貸付対象施設の設置資金の 80% 以内
	償還期限	据置期間を含む 20年以内 であって、都道府県が適当と認める期限
	据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
	金利	年利1.10% （平成19年度）もしくは 無利子 ※金利は償還期限まで 固定

地域振興・環境保全に
係る特別な法律の認定を
受けた場合や小規模事業者が
多数の場合、災害復旧を図るための
投資の場合等は、
「無利子」となることも
あります。



■ 主な事業 ■

工場団地を形成する ～集団化事業～

事業用地の拡張、騒音・公害問題の解消、物流機能の強化等を図るために、適地に集団で移転します。
☆流通業など、製造業以外の方も参加できます。
※事業協同組合等の組合員が10人（過疎地域、人口10万人以上の市町村などの場合は5人）以上必要です。

既存の工場街を再整備する ～集積区域整備事業～

既存の工場街の近代化を図るために、各工場や共同施設の増改築等を行います。
※事業協同組合等の組合員が10人（過去に集団化を実施したなど特別な場合は5人）以上必要です。

共同工場を建設する ～施設集約化事業～

生産力の向上、付加価値の増大等を図るため、相互の経営資源を持ち寄って共同工場をつくり、事業統合を進めます。
※協業組合、共同出資会社等の構成員が、4人以上必要です。

共同で利用する施設をつくる ～共同施設事業～

生産・販売・保管・運送等を効率化するために、物流センターや加工場等共同で利用する施設をつくります。
※事業協同組合等の組合員が、4人以上必要です。

共同で新型の設備を導入する ～設備リース事業～

最新鋭の設備等を導入するために、組合が共同で購入し各組合員にリース（買取予約付賃貸借）します。
※事業協同組合等の組合員のうち、リース設備の借受者が、4人以上必要です。

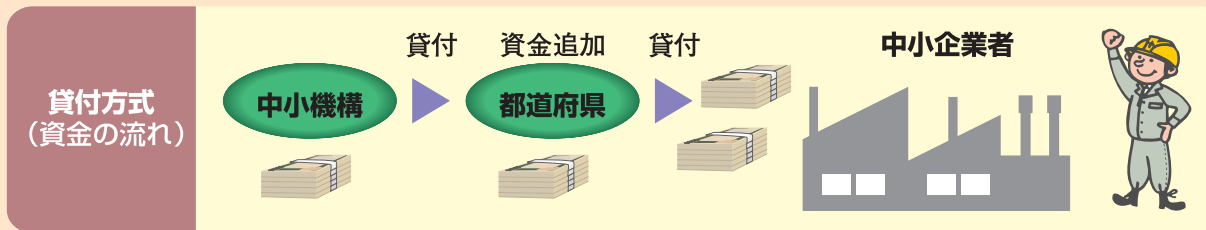
第三セクター等が地域振興のための事業を実施する ～地域産業創造基盤整備事業～

地域振興を目的に、第三セクターや商工会、市町村などが貸工場、貸事業場、インキュベーター等を設置・運営するものです。
※第三セクターについては、出資者の3分の2以上が中小企業者である必要があります。

中小機構と都道府県が一体となって資金協力します。受付・相談は、各都道府県の中小企業担当課又は中小機構 地域振興企画課へ



集団化事業の例：
浜松技術工業団地



独立行政法人
中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 地域振興企画課

TEL : 03-5470-1528
http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/